

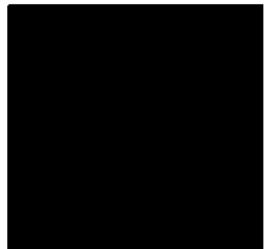
法務省民商第2451号
平成19年11月12日

法務局民事行政部長 殿
(除く東京)
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合の登記すべき事項の取扱いについて（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙 1

1 法登記 1 第 784 号

平成 19 年 11 月 8 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合の登記すべき事項の取扱いについて（照会）

本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請において、当該登記申請書に記載すべき登記すべき事項（商業登記法第 17 条第 4 号）については、商業登記法第 53 条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）を除き、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印することとして差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

また、この場合、登記事項証明書の記載内容を引用する方法によるほか、登記情報提供サービスの提供結果の内容を引用する方法によることとしても差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので併せて照会します。

別紙 2

法務省民商第 2450 号

平成 19 年 11 月 12 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合の登記すべき事項の取扱いについて（回答）

本月 8 日付け 1 法登記 1 第 784 号をもって照会のあった標記の件については、前段後段ともに、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

法務省民商第2584号
平成19年12月3日

法務局民事行政部長 殿

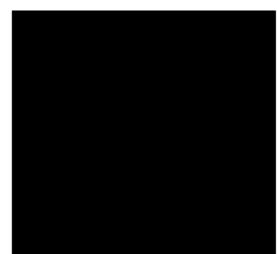
(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

募集株式の発行による変更登記によって資本金の額を誤って少なく登記した場合の抹消及び変更の登記について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙 1

1 法登記 1 第 8 0 5 号

平成 19 年 11 月 14 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

募集株式の発行による変更登記によって資本金の額を誤って少なく登記した場合の抹消及び変更の登記について（照会）

標記について、資本金の額が募集事項である資本金及び資本準備金に関する事項によって計算した額と異なる場合の抹消登記及び資本金の額の変更登記の申請書には、申請書（登記すべき事項中資本金の額）又は添付書面（資本金の額の計上に関する証明書）が錯誤により作成されたことを証する会社代表者（印鑑届出人に限る。）の上申書（添付書面の作成者と相違する場合には作成者全員の上申書及び市区町村長の印鑑証明書を含む。）及び錯誤により作成された書面に代え新たに作成された添付書面が添付されていれば、当該錯誤による登記後に更に資本金の額の変更の登記がされている場合を除き、受理して差し支えなく、またこの場合の登録免許税は、抹消の登記分につき 2 万円（登録免許税法別表第一第 24 号（一）ヲ）、資本金の額の増加の登記分につき変更後の資本金の額から抹消前の資本金の額を控除した額の 1000 分の 7（これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは 3 万円）で足りる（同法別表第一第 24 号（一）ニ）ものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

なお、当該抹消登記及び変更登記申請があった場合には、公正証書原本不実記載罪（刑法第 157 条第 1 項）に該当する可能性があり、事案により司法官憲へ告発すべきであると考えますが、いささか疑義がありますので併せて照会します。

別紙 2

法務省民商第 2583 号

平成 19 年 1 月 3 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

募集株式の発行による変更登記によって資本金の額を誤って少なく登記した場合の抹消及び変更の登記について（回答）

11月14日付け1法登記1第805号をもって照会のあった標記の件については、前段後段とともに、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

法務省民商第2586号
平成19年12月3日

法務局民事行政部長 殿

(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

募集株式の発行による変更登記によって資本金の額を誤って多く登記した場合の更正の登記について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙 1

1 法登記 1 第 8 0 6 号

平成 19 年 11 月 14 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

募集株式の発行による変更登記によって資本金の額を誤って多く登記した場合の更正の登記について（照会）

標記について、資本金の額が募集事項である資本金及び資本準備金に関する事項によって計算した額と異なる場合の更正登記の申請書には、申請書（登記すべき事項中資本金の額）及び添付書面（資本金の額の計上に関する証明書）が錯誤により作成されたことを証する会社代表者（印鑑届出人に限る。）の上申書（添付書面の作成者と相違する場合には作成者全員の上申書及び市区町村長の印鑑証明書を含む。）及び錯誤により作成された添付書面に代え新たに作成された添付書面が添付されていれば、会社法第 447 条の規定による資本金の額の減少が行われたわけではなく、同法第 449 条の規定に基づく債権者保護手続を要しないため、当該債権者保護関係書面が添付されずとも、当該錯誤による登記後に更に資本金の額の変更の登記がされている場合を除き、受理して差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

なお、当該更正登記申請があった場合には、公正証書原本不実記載罪（刑法第 157 条第 1 項）に該当する可能性があり、事案により司法官憲へ告発すべきであると考えますが、いささか疑義がありますので併せて照会します。

別紙 2

法務省民商第 2585 号

平成 19 年 12 月 3 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

募集株式の発行による変更登記によって資本金の額を誤って多く登記した場合の更正の登記について（回答）

11月14日付け1法登記1第806号をもって照会のあった標記の件については、前段後段ともに、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。